

伸 栄 小 学 校 P T A 会 則

第 1 章 名称および事務所

第1条 この会は、所沢市立伸栄小学校PTAと称し、事務所を伸栄小学校におく。

第 2 章 目的

第2条 この会は、会員が協力して児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 活動および方針

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校、家庭教育について、会員相互の理解と協力
2. 教育環境の整備と改善
3. 児童の保健および衛生
4. 児童の校外指導、特に安全指導
5. 会員の教養の向上と親睦
6. その他、この会の目的達成のために必要な事項

第4条 この会は、学校の諸問題について、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提出するが、学校管理運営には干渉しない。

第 4 章 会 員

第5条 この会の会員は、伸栄小学校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者(Pと略称)および教職員(Tと略称)からなる。

第6条 この会の会員は、会費を納め会則の定めるところにより、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 議

- 第7条
1. この会の会議は、別に定める場合を除き、構成人員の過半数の出席を得て成立し、出席人数の過半数の同意を得て議決する。
 2. 学校長は、学校運営の円滑を図るため、この会のすべての会議に出席して意見を述べる事ができる。

第 6 章 総会および運営委員会

第8条 総会は、この会の最高議決機関であって、定期総会および臨時総会とする。
総会は会員で構成し、委任状も併せて会員総数の5分の1以上の出席をもって成立する。
過半数の同意をもって議決する。

- 第9条
1. 定期総会は、毎年度初めに開催し、次の事項を審議、承認決定する。
 - ・ 前年度の事業報告
 - ・ 前年度の会計決算報告
 - ・ 新年度の事業計画
 - ・ 新年度の予算
 - ・ 役員承認
 - ・ その他
 2. 臨時総会は、運営委員ならびに会長が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時に会長がこれを召集する。

第10条 運営委員会の構成、任務は次のとおりとする。

1. 総会に次ぐ議決機関で、各クラス委員、各地区委員長、本部委員および教職員若干名をもって構成する。
2. 任務は次のとおりとする。
 - ・ 総会の議決事項の運営ならびに執行
 - ・ その他会務を円滑に遂行するために、必要な諸調査立案とその執行
 - ・ 会の運営に必要な細則の制定

第 7 章 本部委員の任務

第11条 この会に次の本部委員をおく。

- | | | | |
|---------------|------------|---------|------------|
| 1. 会 長 | 1名 | 2. 副会長 | 4名 (P3・T1) |
| 3. 書 記 | 3名 (P2・T1) | 4. 会 計 | 3名 (P2・T1) |
| 5. 監 査 | 2名 (P2) | 6. 選考委員 | 5名 (P5) |
| 7. 家庭教育学級運営委員 | 5名以下(P5以下) | | |

第12条 この会の本部委員の任期は1年とし、再任を妨げない。任期がすぎても後任者が決まるまで、その職責にあたる。本部委員に欠員が生じた時は運営委員会で推薦補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第13条 この会の本部委員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、総会、運営委員会を招集し、その他一切の会務を掌理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は、総会および運営委員会の議事を記録し庶務を司る。
4. 会計は、この会の一切の会計事務を処理する。
5. 監査は、必要に応じ会計監査を行う。
6. 選考委員は、次年度の本部委員を選出する。
7. 家庭教育学級運営委員は、家庭教育学級の運営を行う。

第 8 章 本部委員の選出

第14条 本部委員の選出は、選考委員会が行う。

1. 本部委員は、総会の承認を得なければならない。
2. 本部委員の推薦にあたっては、本人の同意を得るものとする。

第 9 章 クラス委員会および地区委員会

第15条 この会にクラス委員会をおく。

クラス委員会は、クラスの全会員をもって構成し、各クラスごとにクラス委員(2名以上)を選出する。

第16条 この会に地区委員会をおく。

1. 各地区(ブロック単位)に通学班を主体とした組織を作り、地区内会員の意思疎通をはかるとともに、児童の校外指導にあたる。
2. 地区委員会はブロック毎に地区委員で構成し、正副委員長を選出する。
3. 組織の構成は、地区の実情により決める。

第 10 章 家庭教育学級

第17条 この会に家庭教育学級運営委員会をおく。

1. 家庭教育学級運営委員長は会長が兼ね、一切の会務を掌理する。
家庭教育学級運営委員会は学校や関係機関と連携して運営にあたる。
2. 運営委員は本部委員から選出される。なお、自発的な応募を妨げない。
学級長は運営委員から選出される。

第 11 章 会 計

第18条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって賄われる。

第19条 会費は総会において決定し、会費一世帯年額1,800円(所沢市PTA連合会総合補償制度加入費を含む)とし、全納する。途中の入会、退会の場合はその月数に応じて精算する。但し、会員の事情により、運営委員会が減免を認めることができる。

第20条 この会が寄付金を受け取る時は、運営委員会の承認を必要とする。

第21条 この会の会計は、会計監査を経て総会で報告しなくてはならない。

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第 12 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 23 条 本会は取得した個人情報を次の目的で利用する。

1. 会費の納入管理のため
2. 活動における行事等の案内、参加者の確認、損害保険等への加入のため
3. 会員からの問い合わせに対応するため
4. 活動の企画・検討のため
5. 役員・委員の選考・選出のため
6. 役員・委員の連絡網作成のため

(取得する個人情報)

第 24 条 本会は次の個人情報を第 23 条に定めた利用目的を示した上で会員より取得する。ただし、2・3についてはP会員のみ、4・5については役員・委員のみ取得する。

1. 会員氏名
2. 児童氏名
3. 児童クラス
4. 会員電話番号
5. 会員メールアドレス
6. 会員住所

(個人情報の管理)

第 25 条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管する。また、役員・委員以外の者が閲覧できないよう、また第三者への漏えい・流出のないよう適切に管理を行なう。

(個人情報に関する役員・委員の責務)

第 26 条 本会の役員・委員は個人情報の重要性を理解し、その取扱いには十分注意を払わなければならない。

(個人情報の第三者提供)

第 27 条 本会は第 23 条に定められた利用目的を達成するため、本人の同意を得た上で取得した個人情報を学校へ提供する。それ以外の第三者に対しては、次に掲げた場合を除き、保有する個人情報を提供しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき
3. 業務を委託する場合

(個人情報の開示・訂正等請求)

第 28 条 本会が所有している個人情報について、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、本会は遅滞なく対応しなければならない。

請求は書面に必要事項を記入の上本会へ申し出るものとする。

(個人情報の変更)

第 29 条 会員は提供した個人情報に変更が生じた場合は、遅滞なく本会に届け出るものとする。

(個人情報の廃棄)

第30条 本会は、所有している個人情報が利用する必要がなくなったときは遅滞なく廃棄するものとする。

個人情報保護に関する法律第二十四条に基づく保有個人データに関する事項

当該個人情報取得事業者の氏名又は名称
所沢市立伸栄小学校PTA

すべての保有個人データの利用目的

1. 会費の納入管理のため
2. 活動における行事等の案内、参加者の確認、損害保険等への加入のため
3. 会員からの問い合わせに対応するため
4. 活動の企画・検討のため
5. 役員・委員の選考・選出のため
6. 役員・委員の連絡網作成のため

開示、訂正、削除、利用停止等の求めに応じる手続

書面に必要な事項を記入の上、所沢市立伸栄小学校PTA本部に申し出る

保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
所沢市立伸栄小学校PTA本部

第13章 改正

第31条 この会の会則の変更は、総会において過半数の賛成を必要とする。

付 則	
第1条	この会則は、昭和47年5月13日より実施する。 昭和49年5月17日規約一部改正 昭和57年4月20日規約一部改正 昭和58年4月20日規約一部改正 昭和63年4月19日規約一部改正 平成 元年4月19日規約一部改正 平成 4年4月15日規約一部改正 平成 6年4月16日規約一部改正 平成 8年5月18日規約一部改正 平成 9年4月19日規約一部改正 平成14年5月15日規約一部改正 平成16年4月23日規約一部改正 平成20年4月23日規約一部改正 平成26年1月15日規約一部改正 平成30年4月26日第12章追加 令和 2年6月16日規約一部改正 令和 4年5月17日規約一部改正
第2条	この会の運営に必要な細則は別に定める。
第3条	この会に顧問をおくことができる。
第4条	この会に、次の帳簿を備える。 (1) 会員名簿 (2) 会計簿 (3) 記録簿

慶 弔 規 定

1. この規定は、伸栄小学校児童および会員に関係のある慶弔が生じた場合、次の基準で金品を贈呈し、慶弔の意を表す。

(1) 祝 い

T会員の婚姻・出産の場合は次の基準で祝意を表す。

- ・ 婚姻の場合 5,000円
- ・ 出産の場合 5,000円

(2) 見舞い

児童およびT会員が傷病により1ヶ月以上入院または就床した時は次の基準で見舞金を贈る。

- ・ 児童とT会員 5,000円

(3) 弔 慰

会員、児童、職員(本人・家族)が死亡した場合は次の基準で弔慰金を贈る。

- ・ 会員(両親または保護者) 5,000円
- ・ 児童 5,000円
- ・ 職員 10,000円
- ・ 職員の家族(両親・配偶者・子供) 5,000円

(4) その他

災害等、学校・地域・PTAに影響のあるものに慶弔の必要を生じた時は協議の上決定する。

2. この規定の改正は運営委員会によって行う。

3. この規定は令和2年6月16日より改定施行する。

備品管理・使用規定

1. この規定は、伸栄小学校PTA購入の備品等の管理および使用等に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 管 理

備品は会長が管理し、副会長、書記および会計を保管責任者とする。

(2) 範 囲

購入物品が1品5万円(税込)以上で、耐用年数が1年以上の物品とする。

(3) 購 入

購入物品は本部役員で検討し、購入後は直近の運営委員会で報告する。

(4) 保 管

伸栄小学校PTA会議室内に保管するものとし、安易に移動できる物品については常に目に触れない場所に納め、保管しなければならない。

(5) 使 用

伸栄小学校PTA活動および所沢市PTA連合会活動等のPTA活動において必要な場合に使用するものとし、私的目的の使用は禁止とする。
原則伸栄小学校PTA会議室内において使用するものとし、伸栄小学校敷地外への持ち出しは禁止とする。但し、保管責任者が特に必要と認めた場合は伸栄小学校敷地内に限り、持ち出すことができる。
また、使用時に不具合等が解った場合は速やかに保管責任者へ報告すること。

(6) 物 品

対象物品、遵守事項を次のとおり定める。

① シュレッダー(RICUT 2221PS)

(遵守事項)

- ・使用方法を確認し使用すること。

② コピー機(bizhub C224)

(遵守事項)

- ・使用方法を確認し、使用後は使用前と同様の状態に戻すこと。

③ パソコン(Dell SE2216H)

(遵守事項)

- ・個人情報に係わる情報は保存しないこと。
- ・使用したデータは終了時に残さないこと。

(7) 廃 棄

運営委員会において理由を説明したうえで廃棄する。

(8) その他

備品に故障が生じ、修理の必要性を要する場合は、会長、副会長および会計の協議によりPTAの予算の修繕費より支出し修理する事ができる。

2. この規定の改正は運営委員会によって行う。

3. この規定は令和2年6月16日より制定施行する。

伸栄小PTA組織構成図

